

外ヶ浜町告示第22号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2第3項の規定に基づき、
外ヶ浜町人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和3年11月1日

外ヶ浜町長 山崎 結子

1 人事行政の運営等の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況 (単位：人)

職 種	令和2年度新規採用者数
一般職	2
保健師	1
看護師	3
計	6

※病院の医師、他の自治体等からの採用者など、新規採用者と異なる採用者は含みません。

イ 職員の退職の状況 (令和2年度) (単位：人)

区 分	定年退職者	普通退職者など	計
退職者数	0	4	4

ウ 職員数、職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因 (各年4月1日現在) (単位：人)

区 分	職員数		対前年 増減数	増減の主な原因	
	令和元年度	令和2年度			
一般行政 部門	議 会	2	2	0	
	総 務	29	27	▲2	業務実施体制の見直しに係る減
	税 務	8	8	0	
	農 水	8	7	▲1	業務実施体制の見直しに係る減
	商 工	2	2	0	
	土 木	5	5	0	
	民 生	9	10	1	業務実施体制の充実に係る増
	衛 生	10	11	1	業務実施体制の充実に係る増
小 計	73	72	▲1		
教 育 部 門	17	17	0		
公営企業 等会計部 門	病院	48	49	1	退職者等欠員補充
	水 道	2	2	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	25	25	0	
総合計 ()は条例定数	166 (207)	166 (207)	0		

※職員数は、地方公務員の身分を保有する派遣職員を含みます。

(2) 人事評価の状況

ア 人事評価の実施状況

人事評価制度（能力評価・業績評価）は、職務遂行の過程で見られた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を的確に把握し、評価することにより、職員の能力開発（人材育成）・勤務意欲の向上・適材適所の人事配置等を進めるとともに、職員が能力を最大限発揮し、その能力を有効活用することを通じ、組織パフォーマンスの向上を図り、簡素で効率的な町政の推進を目指すものです。

対象者及び 各評価段階の 評価者	被評価者	1次評価者	2次評価者
	主事・主査・主任・主幹	課長補佐等	所属長等
	班長以上	所属長等	副町長又は教育長
評価項目	能力評価		業績評価
評価期間	10月1日～9月30日		前期4月1日～9月30日 後期10月1日～3月31日
評価の活用	昇給及び期末勤勉手当に反映		

(3) 職員の給与の状況

ア 人件費の状況(令和元年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (2年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	前年度の 人件費率
人 5,901	千円 5,939,666	千円 144,693	千円 819,691	% 13.80	% 15.36

(注) 人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬を含みます。

イ 職員給与費の状況(令和元年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人あたり 給 与 費 (B)/(A)	類似団体平均 一人あたり給与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
人 90	千円 343,971	千円 47,019	千円 132,000	千円 522,990	千円 5,811	千円 5,638

(注)・職員手当には退職手当を含みません。

・職員数は令和元年4月1日現在の人数です。

・給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでおりません。

ウ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在／単位：％）

区 分	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
外ヶ浜町	96.5	96.9	97.3	97.6
青 森 県	98.0	97.9	97.4	97.3

※ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職給料月額と国の行政職俸給表俸給月額とを、学歴別、経験年数別に比較算出したもので、国を100としたものです。

エ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
45.5 歳	324,400 円	359,400 円	53.6 歳	272,540 円	286,040 円

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

オ 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		外ヶ浜町	青森県
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	—
	中学卒	139,900 円	—

カ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	253,500 円	364,200 円	384,300 円	393,700 円
	高校卒	231,200 円	347,500 円	361,400 円	393,600 円

キ 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事・課長の職務	12 人	14.6 %	319,200円	410,200円
5 級	課長補佐の職務	13 人	15.9 %	289,700円	393,000円
4 級	総括班長・班長の職務	26 人	31.7 %	264,200円	384,200円
3 級	主幹・主任の職務	11 人	13.4 %	231,500円	350,000円
2 級	主査の職務	13 (6) 人	15.9 %	195,500円	304,200円
1 級	主事の職務	7 人	8.5 %	146,100円	247,600円

※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 () は再任用職員(短時間勤務を除く)の人数です。

ク 職員に対する手当の状況

①期末・勤勉手当

外ヶ浜町		青森県	
1人当たり平均支給額(R元年度) 1,536 千円		1人当たり平均支給額(R元年度) 1,634 千円	
【R元年度支給割合】 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85)月分		【R元年度支給割合】 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85)月分	
【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当(令和2年4月1日現在)

区 分		外ヶ浜町		青森県	
		自己都合退職	応募認定・定年退職	自己都合退職	応募認定・定年退職
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		定年前早期退職加算措置 (2%~45%加算)		定年前早期退職加算措置 (2%~45%加算)	
退職時特別昇給		無		無	
1人当たり平均支給額 (平成30年度実績)		応募認定・定年 自己都合	20,018 千円 16,097 千円		

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		60,415 千円
		医 師 56,313 千円
		医師以外 4,102 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		9.627 千円
		医 師 9,385 千円
		医師以外 117 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		22.6 %
手当の種類(手当数)		12
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫に従事する職員	感染症予防等の業務
水道手当	水道に従事する職員	塩素を取り扱った業務
診療基本手当	医師	医療に従事したとき
		給料月額の 100分の90以内

歯科診療手当	医師	医療に従事したとき	285,000 円/月
特別診療手当	医師	医師の充足率が基準を著しく下回ったとき及び病院以外の施設等において、恒常的に診療業務をおこなったとき	給料月額の 100 分の 90 以内
リハビリ指導手当	医師	リハビリ指導をおこなったとき	250,000 円/月
自宅待機手当	医師	救急医療等のため、正規の勤務時間外に自宅で待機することを命じられたとき	院 長 160,000 円/月 副院長 150,000 円/月 医長及び医員 140,000 円/月
定着手当	医師	勤務地に居住したとき	50,000 円/月
往診手当	医師	患家に往診したとき	往診料の 100 分の 50
手術手当	医師	患者を手術したとき	手術料の 100 分の 10
夜間看護手当	看護師・准看護師	看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき	深夜における勤務時間 ・4 時間以上 3,200 円/回 ・2 時間以上 4 時間未満 2,800 円/回 ・2 時間未満 2,000 円/回
夜間介護手当	介護福祉士・介護員	介護福祉士又は介護員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき	深夜における勤務時間 ・4 時間以上 3,200 円/回 ・2 時間以上 4 時間未満 2,800 円/回 ・2 時間未満 2,000 円/回

④その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国との異同	支給実績 (R元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R元年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同	14,043 千円	154,316 円	
	配偶者及びその他の扶養親族	6,500 円				
	子	10,000 円				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員に支給		同	4,159 千円	173,275 円	
	借家・借間(支給限度額)	27,000 円				
通勤手当	【交通機関等利用者(電車、バス等)】 負担している運賃に応じて最高 55,000 円まで支給 【交通用具使用者(自動車等)】 2km以上距離に応じて 2,000 円～44,000 円を支給		異	15,958 千円	135,238 円	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の内、支給対象職について、その職務の特殊性に応じ支給		同	2,226 千円	101,182 円	
	外ヶ浜中央病院院長	給料月額 の 100 分の 22				
	外ヶ浜中央病院副院長	給料月額 の 100 分の 20				
	外ヶ浜中央病院医長	給料月額 の 100 分の 18				
	参事・総務課長等	35,000 円/月				
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に本来の勤務に従事しないで宿直又は日直をした場合に 4,200 円を支給		異	22,302 千円	1,311,882 円	
	医師	35,000 円				
	検査技師・放射線技師	6,000 円				
	その他の職員	4,200 円				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給	勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25	同	4,426 千円	276,643 円	
寒冷地手当	毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日において、在職する職員に支給		同	11,112 千円	69,886 円	
	世帯主	扶養親族あり				17,800 円/月
		扶養親族なし				10,200 円/月
その他の職員	7,360 円/月					

※管理職手当については、当分の間、医師職を除き支給していません。

⑤特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	750,000 円		
	副 町 長	596,000 円		
報酬	議 長	263,000 円		
	副 議 長	225,000 円		
	議 員	215,000 円		
期末手当	町 長	(R 元年度分) 支給割合 3.25 月分	加算措置 20%	年間支給額 2,925,000 円
	副 町 長			2,324,400 円
	議 長			1,025,700 円
	副 議 長			877,500 円
	議 員			838,500 円
退職手当	町 長	算定方式 給料月額×在職月数×0.455	1 期の手当額 16,380 千円	支給時期 任期毎
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.265	7,581 千円	任期毎

※退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年=48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 職員の勤務時間（令和3年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:15	17:00	12:00～13:00	土曜日及び日曜日

※表中「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。給食センター等、役場庁舎以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態となる場合がある。

イ 職員の年次有給休暇の取得状況（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
3,156.0日	724.0日	81人	8.9日	22.9%

※表中「全対象職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した町長部局に勤務する一般職員（交替制勤務職員を除く）の合計数とし、当該期間の中途に採用された職員、退職した職員、当該期間中に育児休業等の事由がある職員及び派遣職員を除く。

ウ 職員の時間外勤務手当の状況

R 元年度決算	支給実績	7,964 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	47 千円

※職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、R 元年 4 月 1 日現在の総職員数(管理職を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

エ 育児休業等の取得状況（令和2年度）

区分	育児休業	部分休業	育児短時間業務
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	2人	0人	0人
計	2人	0人	0人

（5）職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 職員の分限の件数（令和2年度）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	第28条第1項第1号	0	0			0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び同条第2項第1号	0	0	1		0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0		0
条例で定める事由による場合	第27条第2項			0	0	0
合計		0	0	1	0	0

※職員のうち地方公務員法に基づき分限処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

イ 職員の懲戒の件数（令和2年度）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

※職員のうち地方公務員法に基づき懲戒処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。

（6）職員のサービスの状況

ア 職務に専念する義務の免除

地方公務員法第35条の規定に基づき、職員は職務に専念する義務があります。しかし、地方公務員法第55条第8項の規定に基づく適法な交渉のほか、条例で定める①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合、③その他任命権者が定める場合は職務に専念する義務が免除されます。

イ 営利企業等の従事制限

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要があります。この場合の許可基準は、①職員の占めている職と営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない場合、②職務の遂行に支障がないと認める場合、③地方公務員の精神に反しないと認める場合の全てを満たしている必要があります。

(7) 退職管理の状況

ア 令和2年3月31日付け定年退職者6名のうち、5名が再任用職員となっています。

(8) 職員の研修の状況 (令和2年度)

ア 派遣研修

研修機関：青森県自治研修所

	区分	研修内容	対象者	受講者
基本研修	新採用者研修 (前期・後期)	地方自治制度 地方公務員制度 公務員倫理他	新規採用職員	3人
	主査研修	コミュニケーション コーチング ファシリテーション 施策立案のポイント他	主任級職員提供	2人
	主幹研修	コミュニケーション協力強化 メンタルヘルス マネジメント基礎他	班長級職員	2人
	課長研修	組織マネジメント基本 組織マネジメント応用 リスクマネジメント メンタルヘルス他	課長級職員	3人

イ 町研修

	区分	研修内容	対象者	受講者
町研修	ゲートキーパー 養成講座	町民の身近な相談者として対応するために必要な「傾聴」について学ぶ	希望者	15人

(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 職員の厚生制度の状況（令和2年度）

区分	受診者数	内容等
定期健康診断	114 人	全職員（40歳以上77人、40歳未満37人）
日帰りドック	52 人	30歳以上の職員（病院職員等含む）
脳ドック	25 人	45歳以上の職員（病院職員等含む）

イ 職員の公務災害補償の状況

公務上又は通勤による災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）を受けた職員には、地方公務員災害補償法に基づき、その災害によって生じた損害が補償されます。公務災害の認定状況は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
件数	2件	1件	3件

ウ 苦情処理の件数（令和2年度）

該当なし。

エ 公平委員会に係る業務の状況（令和2年度）

- | | |
|---------------------|------|
| ① 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 該当なし |
| ② 不利益処分に関する不服申立ての状況 | 該当なし |
| ③ その他 | 該当なし |